

介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度) 受付票

法人名又は 事業所名	株式会社カームネスライフ グループホームここから吉田本町
サービス名 (予防含む)	<input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input checked="" type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/> （看護）小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設

以下は担当課で記入します。

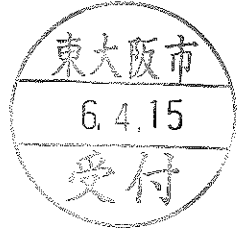
令和6年4、5月 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算  
介護職員等ベースアップ等支援加算

令和6年6月以降 新加算

上記の計画書を受け付けしました。

【連絡事項】


返信用封筒の同封がない場合は当受付票の返送はいたしません。

収受印


## 介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

## 1 基本情報

フリガナ	カブシキガイシャカームネスライフ			
法人名	株式会社カームネスライフ			
法人所在地	〒 541-0056			
	大阪市中央区久太郎町1丁目8番9号 船場中央ビル4階			
フリガナ	コニシチカコ			
書類作成担当者	小西智佳子			
連絡先	電話番号	06-6265-1108	E-mail	calmness@cocokaragp.com

## 2 賃金改善計画について

## (1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和6年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額		
① 令和6年度の加算の見込額	(a)	206,238,712 円
i) うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額	(b)	20,484,900 円
	ア	うち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す部分の見込額
② 令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a-c)	(d)	195,251,234 円
③ 令和6年度の賃金改善の見込額(②の額以上となること)	(e)	210,085,871 円

令和5年度と比較した令和6年度の増加分の配分方法		
④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額(繰越分を除く。)(b-c)	(f)	9,497,422 円
⑤ 令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの)	(g)	10,492,805 円
⑥ 令和6年度に⑤の原資として行う新たな賃金改善の見込額(繰越分を除く。)(g-h)	(h)	10,492,805 円
⑦ 令和6年度に⑥の原資として行う新たな賃金改善の見込額(繰越分を除く。)(h-i)	(i)	10,492,805 円

## 【記入上の注意】

- (b)には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への移行によるもの(令和6年4・5月分)並びに令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算Ⅰ～Ⅳへの移行によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式2-2、2-3及び2-4から自動で転記される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額(c)を除いた額が、(f)に転記される。
- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認める。令和7年度に繰り越す額は、(b)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休業した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (e)・(g)・(h)には、新加算等の算定により実施する介護職員の賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (g)は(f)の見込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度介護報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i)の値(g+hの合計)が(f)以上であれば差し支えない。

(2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。

【記入上の注意】

- 「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めめるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。
- ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ること算定要件を満たすこととする。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善実施期間		令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 5 月 ( 12 か月 )	
②賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( 一時金 )
③具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)		
	<input type="checkbox"/> 就業規則 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 職員向けに文書で通知 ) (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出す等すること。 ○職員均一のベースアップ相当分に加え、事業所ごとに時給単価を定め、処遇改善給として基本給の一部として支給する。支給方法は、時給の職員は毎月、月給制の職員は毎月または年2回の賞与のいずれか本人の選択により支給する。賞与は6月と1月を支給月とする。 ○賃金改善期間の最終月(5月)に増減調整を行う。増額の場合は一時金として支給する。 ○職責、スキルに応じて等級手当等を支給する。 ○昇給額として支給する。 ○介護福祉士登録済かつ常勤、人事考課3等級以上の者の中から、月額平均8万円の賃金改善または改善後の賃金が年440万円以上になる者を設定する。 ○新設の手当は次の計算式により、基本給の一部として支給する。 $\text{賃金改善額} = \text{等級ごとの単価} \times \text{実働時間}$ (10円~35円) ※この単価は時間外賃金や給付手当の計算時に基礎となる賃金に含まれるものとする。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 6 年 6 月 ( <input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定 )		
④ベースアップの実施予定	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	実施しない場合、やむを得ない事情	

3 介護職員等処遇改善加算等の要件について

(1) (参考) 月額賃金改善要件 I (新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善) 【新加算Ⅰ~Ⅳ】

※令和6年度中は適用されないため、記入は任意

①	令和6年度の新加算Ⅳ相当の見込額の1/2	61,696,250 円	<input checked="" type="checkbox"/>
②	令和6年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	円	<input checked="" type="checkbox"/>

【記入上の注意】

- 令和7年度以降に新加算の算定を行う場合は、本要件を必ず満たす必要があることから、上記のグレー色のセルに「×」が付く場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に、加算を原資とする一時金等の一部を基本給等の引上げに付け替えるなどの必要な対応を行うこと。

(2) 月額賃金改善要件Ⅱ(旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【新加算Ⅰ~Ⅳ】

※新加算Ⅰ~Ⅳを算定するまで旧ペア加算又は新加算Ⅱ(4)・(7)・(9)・(13)を算定していなかった事業所のみ

(3) 月額賃金改善要件Ⅲ(旧ペア加算額の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【旧ペア加算】

【令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 令和6年度も令和5年度のベースアップ等加算の配分のために行ったものと同等以上の賃金改善を継続することを誓約すること

令和5年度も旧ベースアップ等加算を算定しており、令和6年度も同様の賃金改善を継続します。

【令和6年4・5月から新規に旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 新規に算定する事業所の旧ベースアップ等加算について、介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)の引上げに充てられる計画になっていること

(4) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ

【新加算Ⅰ～Ⅳ・Ⅴ(1)～(6)・Ⅴ(8)・Ⅴ(11)、旧処遇Ⅰ・Ⅱ】 ⇒ キャリアパス要件ⅠとⅡの両方を満たすこと。

**該当**

キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)

次のイからハまでのすべての基準を満たす。 ←

イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)

次のイとロの両方の基準を満たす。 ←

イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること 事業所ごとに研修計画を作成する。人事考課による評価制度
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること 各種研修受講のためにシフト調整する。実務者研修受講、介護福祉士試験受験、介護支援専門員の取得と更新に係る費用を申請に基づき支給する。オンラインによる研修にあたっては必要な機器を貸し出す。
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。

(5) キャリアパス要件Ⅲ【新加算Ⅰ～Ⅲ、Ⅴ(1)・(3)・(8)、旧処遇Ⅰ】

キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

次のイとロの両方の基準を満たす。 ←

イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている。
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	<input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。

(6) キャリアパス要件Ⅳ【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)~(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定Ⅰ・Ⅱ】

キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件) ⇒ 以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算Ⅰ・Ⅱの要件(4・5月)	⇒	<input checked="" type="radio"/> (別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)~(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降)	⇒	<input checked="" type="radio"/> (別紙様式2-3「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱの要件(年度内の区分変更後)	⇒	<input type="radio"/> (別紙様式2-4「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)

- この欄が「○」である場合は、以下の要件をすべて満たしていること、かつ、以下の要件のうち、少なくとも1つは満たしていること、を証明する必要がある。
- 介護職員処遇改善増進計画(令和6年度)に、キャリアパス要件Ⅳの要件(6月以降)を記載していること。
  - 介護職員処遇改善増進計画(令和6年度)に、キャリアパス要件Ⅳの要件(6月以降)を記載していること。
  - 介護職員処遇改善増進計画(令和6年度)に、キャリアパス要件Ⅳの要件(6月以降)を記載していること。
  - 介護職員処遇改善増進計画(令和6年度)に、キャリアパス要件Ⅳの要件(6月以降)を記載していること。

(7) キャリアパス要件Ⅴ【新加算Ⅰ、Ⅴ(1)・(2)・(5)・(7)・(10)、旧特定Ⅰ】

キャリアパス要件Ⅴ(改善後の賃金要件) ⇒ 以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

この欄が「○」である場合は、以下の要件をすべて満たしていること、かつ、以下の要件のうち、少なくとも1つは満たしていること、を証明する必要がある。

(8) 職場環境等要件

この欄が「○」である場合は、以下の要件をすべて満たしていること、かつ、以下の要件のうち、少なくとも1つは満たしていること、を証明する必要がある。

【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)~(7)・(9)・(10)・(12)又は旧特定Ⅰ・Ⅱを算定する場合】 該当

⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。

区分	内容	判定
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	○
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	
	<input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する嗜痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	○
	<input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入	
	<input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	○
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	
	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備	
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	○
	<input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施	
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	○
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化	
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	○
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	
	<input type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	
	<input checked="" type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	

【見える化要件】【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)~(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定Ⅰ・Ⅱ】

・ 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和6年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択	○
	<input checked="" type="checkbox"/> 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載	

#### 4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 令和7年度に繰り越す額(2(1)①iア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	<input checked="" type="checkbox"/>

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。  
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 6 年 4 月 12 日 法人名 株式会社カームネスライフ  
代表者 職名 代表取締役 氏名 鉄村英樹

#### (確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		
	令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている	
(1)	令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている	<input checked="" type="checkbox"/>
	令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている	<input checked="" type="checkbox"/>
(2)	加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している	<input checked="" type="checkbox"/>
(3)	賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している	<input checked="" type="checkbox"/>

3 介護職員等処遇改善加算等の要件について			
(1)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	<input checked="" type="checkbox"/>
(2)	月額賃金改善要件Ⅲ	令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること	<input checked="" type="checkbox"/>
		令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベースアップ等以上の新規の賃金改善を行う計画になっていること	<input checked="" type="checkbox"/>
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること	<input checked="" type="checkbox"/>
		その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること	<input checked="" type="checkbox"/>
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	<input checked="" type="checkbox"/>
		キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)のどちらかを満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること又は研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	<input checked="" type="checkbox"/>
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	<input checked="" type="checkbox"/>
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	<input checked="" type="checkbox"/>
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士の配置等要件)を満たすこと	<input checked="" type="checkbox"/>
(7)	職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること	<input checked="" type="checkbox"/>
		情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	<input checked="" type="checkbox"/>

4 要件を満たすことの確認・証明		
▪	必要な項目が全て選択されていること	<input checked="" type="checkbox"/>
▪	誓約・記名が行われていること	<input checked="" type="checkbox"/>

別紙様式2-2 個票 (令和6年4・5月分)

**【記入上の注意】**  
 ・記入欄所は色付きのセルだけです。  
 ・ 緑色 水色 黄色 のセルには、原則として全て記入してください。

⑥キャリアパス要件IVについて  
 賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額40万円以上となる者の数

22

22

派遣加算(単払額)の合計円[別紙様式2-1 2(1)(a)の内訳]	22,051,850	円
特定加算(単払額)の合計円[別紙様式2-1 2(1)(b)の内訳]	4,408,928	円
ペーパーストップ等加算(単払額)の合計円[別紙様式2-1 2(1)(c)の内訳]	4,487,136	円
うち、新制度に算定する旧ペーパーストップ等加算(単払額)の合計円[別紙様式2-1 3(3)(①)に記す]	0	円
①(②)に記す	0	円

【記入上の注意】  
 ・月額引以上の差額については、特定加算による賃金改善額のみを引用すること。改善後の賃金が年額40万円以上である場合は、派遣加算、特定加算、ペーパーストップ等加算による賃金改善額を全て引用すること。

介護施設 事業所番 号	指定署名 名	事業所の所在地		事業所名	サービスマ ン	派遣加算等 1単位 あたり の月給 単払額 円 (a)	派遣加算等 1単位 あたり の月給 単払額 円 (b)	令和5年度 (参考) 算定した派遣 加算等の区 分 ※令和6年3 月時点	令和6年度				令和6年度に 増加する 額の見込額 (令和5年度の 加算率と比較) 円(千円未満を 四捨五入)	②月額賃金要件II 新たに増加 するペーパ ーストップ等 加算の見込額 円(千円未満を 四捨五入)	③④キャリアパス要 件I・II 賃金体系 整備等及 研修の 実施等	⑤キャリア パス要件III 研修の仕 組みや 待遇の 改善等	⑥キャリアパ ス要件IV 改善後の賃 金体系(月 額)が40万 円を超過す る者数の 割合	⑦キャリアパス要件V 介護福祉士等の配置 の状況にか かる加算 の状況	
		都道府県	市区町村						令和6年4・5 月 加算率 (c)	令和6年4・5 月に算定す る派遣加算 等の区分 (d)	加算率 (e)	算定対象月 (f) ※通算は令和6年4月～令和6年5月							派遣加算率 (g)
1	2770302038	東大阪府	東大阪府	グループホーム ここから高堂	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 同生活介護	425,009	10.54	派遣加算I 11.1%	派遣加算I 11.1%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	11.1%	派遣加算I 11.1%	0						
2	2779101803	大阪府	大阪府	グループホーム ここから加島	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 同生活介護	577,822	10.72	派遣加算I 11.1%	派遣加算I 11.1%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	11.1%	派遣加算I 11.1%	0						
3	2770108128	堺市	大阪府	グループホーム ここから百舌鳥 西之町	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 同生活介護	443,245	10.45	派遣加算I 11.1%	派遣加算I 11.1%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	11.1%	派遣加算I 11.1%	0						
4	2774800726	相模市	大阪府	グループホーム ここから梅原	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 同生活介護	442,351	10.27	派遣加算I 11.1%	派遣加算I 11.1%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	11.1%	派遣加算I 11.1%	0						
5	2794009022	豊中市	大阪府	グループホーム ここから林池公 園	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 同生活介護	441,209	10.54	派遣加算I 11.1%	派遣加算I 11.1%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	11.1%	派遣加算I 11.1%	0						
6	2793200011	守口市	大阪府	グループホーム ここから大森公 園	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 同生活介護	458,653	10.68	派遣加算I 11.1%	派遣加算I 11.1%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	11.1%	派遣加算I 11.1%	0						
7	2796500011	堺市、北堺市	大阪府	グループホーム ここから常盤 法銀行	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 同生活介護	481,038	10.45	派遣加算I 11.1%	派遣加算I 11.1%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	11.1%	派遣加算I 11.1%	0						
8	2796000054	東大阪市	大阪府	グループホーム ここから白田本 町	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 同生活介護	437,172	10.45	派遣加算I 11.1%	派遣加算I 11.1%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	11.1%	派遣加算I 11.1%	0						
9	2796000053	堺市	大阪府	グループホーム ここから足立 茶	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 同生活介護	399,098	10.45	派遣加算I 11.1%	派遣加算I 11.1%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	11.1%	派遣加算I 11.1%	0						





介護施設 事業所番号	指定事業者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	1単位 あたり の 単価 【円】 (b)	1単位 あたり の 単価 【円】 (a)	令和6年度				令和6年度に 増加する加算 額の見込額 【円】(令和6年度の 加算率と比較)	②月額加算要件Ⅱ 新たに増加 する加算 額の算出 方法	③④キャリアパス要 件Ⅰ・Ⅱ	⑤キャリア パス要件Ⅲ	⑥キャリアパス 要件Ⅳ	⑦キャリアパス要件Ⅴ	
		都道府県	市区町村					加算率 (参考)	令和6年度 加算率 (参考)	令和6年度 加算率 の区分	加算率 (c)							算定対象月 (d)
21	285000147 尾崎市	兵庫県	尾崎市	グループホーム ここから尾崎小 同世代介護	(介護予防)認知 症予防支援 同世代介護	433,084	10,45	加算改善加算 特定加算 ベースアップ等加算	処遇改善Ⅰ 11.1% 特定加算Ⅱ 2.3% ベースアップ等加算 2.3%	令和6年4月5 月時点	処遇改善Ⅰ 11.1% 特定加算Ⅱ 2.3% ベースアップ等加算 2.3%	11.1% 令和6年4月~令和6年5月(2ヶ月) 2.3% 令和6年4月~令和6年5月(2ヶ月) 2.3% 令和6年4月~令和6年5月(2ヶ月)	1,004,704 208,184 208,184	0 0 0	○	○	改善後の賃 金要件(月額 8万円以上又は 年額44万円以 上を満了する 職員数を配 置)	介護福祉士等の配属 の状況が分かる加算 の算定状況
22	285000147 尾崎市	兵庫県	尾崎市	グループホーム ここから尾崎小 同世代介護	(介護予防)認知 症予防支援 同世代介護	10,45		処遇改善加算 特定加算 ベースアップ等加算	処遇改善Ⅰ 10.4% 特定加算Ⅱ 2.4% ベースアップ等加算 2.3%	令和6年4月5 月時点	処遇改善Ⅰ 10.4% 特定加算Ⅱ 2.4% ベースアップ等加算 2.3%	10.4% 令和6年4月~令和6年5月(2ヶ月) 2.4% 令和6年4月~令和6年5月(2ヶ月) 2.3% 令和6年4月~令和6年5月(2ヶ月)	0	0	○	○	1	

別紙様式2-3 個票 (令和6年6月以降分)

法人名 株式会社カームスライヴ

提出先 東大阪市

【記入上の注意】

- 記入欄内は「ペナ加算」のセルにのみ記入してください。
- 「ペナ加算」のセルには、原則として全て記入してください。
- 「ペナ加算」のセルの入力は必須ではありませんが、可能な限り入力してください。

介護保険等加算(介護職員等単独加算(別添1)の合計(円))	175,279,800	円
うち、介護職員等単独加算(別添1)の合計(円)	61,896,250	円
2-1(3)(1)の内訳	0	円
2-2(1)の内訳	20,484,900	円
2-3(1)の内訳	0	円

⑥キャリアパス要件について(令和6年度の算定予定)(注1)  
 算定要件が月額平均9万円以上又は5年度後の算定が年度40万円以上となる  
 者の数 22  
 新加算1・E・Y(1)~(7)・(8)~(10)の算定を届出した事業所数  
 (届出事業での重複除く) 22

介護保険 事業所番号	指定療養 者名	事業所の所在地 都道府県 市区町内	事業所名	サービス名	1. 介護 加算等 単独 加算 の 合計 (円)	令和6年4-5 月時の 103加算の 区分	合計の 加算率	(参考)令和5年 度に移行した 月の加算率 (かつ令和5年 算定可能な新加 算率を含む)	算定する 新加算の区分	加算率 (a)	算定対象月 (g)	新加算の 見込額(円) (g×b×c× d)	令和5年度 に増加する 加算額の見 込額 (令和5年度 の加算率と の増減率との 比較)	①月額算立相 当率(令和7年 度)の算定 率 1/2	②月額算立相 当率(令和7年 度)の算定 率 1/2	③④キャリアパス 要件I・II	⑤キャリアパス 要件III	⑥キャリアパス 要件IV	⑦キャリアパス 要件V	
																				令和5年度 の加算率 (b)
1	2770202038 豊麗川市	大阪府 豊麗川市	グループホームから加算	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	425,609	ペナ加算I	15.7%	新加算II	17.8%	令和6年度の算定予定	令和6年6月~令和7年3月(10ヶ月)	7,984,890	942,980	2,803,890	0	0	0	0	0	2
2	2779101803 大阪市	大阪府 大阪市	グループホームから加算	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	677,522	ペナ加算II	15.7%	新加算II	17.8%	令和6年度の算定予定	令和6年6月~令和7年3月(10ヶ月)	12,928,210	1,826,240	4,593,980	0	0	0	0	0	1
3	2770109128 堺市	大阪府 堺市	グループホームから加算	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	443,345	ペナ加算I	15.7%	新加算II	17.8%	令和6年度の算定予定	令和6年6月~令和7年3月(10ヶ月)	8,246,810	972,890	2,895,590	0	0	0	0	0	2
4	2774600726 柏原市	大阪府 柏原市	グループホームから加算	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	442,351	ペナ加算II	15.7%	新加算II	17.8%	令和6年度の算定予定	令和6年6月~令和7年3月(10ヶ月)	8,086,380	953,980	2,839,345	0	0	0	0	0	0
5	2784001022 豊中市	大阪府 豊中市	グループホームから加算	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	441,909	ペナ加算I	15.7%	新加算II	17.8%	令和6年度の算定予定	令和6年6月~令和7年3月(10ヶ月)	8,290,760	978,110	2,811,095	0	0	0	0	0	2
6	2783200011 守口市	大阪府 守口市	グループホームから加算	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	456,682	ペナ加算II	15.7%	新加算II	17.8%	令和6年度の算定予定	令和6年6月~令和7年3月(10ヶ月)	8,048,130	1,024,210	3,048,175	0	0	0	0	0	1
7	2739200011 堺市、松原市	大阪府 堺市	グループホームから加算	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	451,808	ペナ加算I	15.7%	新加算II	17.8%	令和6年度の算定予定	令和6年6月~令和7年3月(10ヶ月)	8,032,070	947,500	2,920,245	0	0	0	0	0	0
8	2785000064 東大阪市	大阪府 東大阪市	グループホームから加算	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	457,172	ペナ加算II	15.7%	新加算II	17.8%	令和6年度の算定予定	令和6年6月~令和7年3月(10ヶ月)	8,131,870	959,410	2,855,305	0	0	0	0	0	1
9	2796000093 堺市	大阪府 堺市	グループホームから加算	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	399,096	ペナ加算I	15.7%	新加算II	17.8%	令和6年度の算定予定	令和6年6月~令和7年3月(10ヶ月)	7,423,570	875,810	2,608,595	0	0	0	0	0	2



